

市庁舎に使用している免震装置について

10月16日、国土交通省から、「KYB株式会社及びカヤバシステムマシンリー株式会社が製造した免震・制振オイルダンパーに、検査データ書き換え等による不適合な製品の出荷が行われていた」

との発表がありました。発表された製品の認定番号等について、庁舎建設の完成図書等で確認を行った結果、同じ番号の製品（免震オイルダンパー）が坂東市役所庁舎に使用されていることが

確認されたため、設計会社である株式会社久米設計、施工会社である清水建設株式会社に対し、製品や構造安全性の確認及び今後の対応などを依頼しました。

メーカーによる

調査結果

10月19日、KYBは、建築用免震・制振用オイルダンパーの検査工程等における不適切行為に関して対象となる物件名を公表し、不特定多数が利用する庁舎等の中に、市庁舎も含まれていました。

調査結果は、「不明」とされていましたが、不明とは、性能検査記録のデータの書き換えの有無が確認できない製品、本来の性能データがわからない製品とのことでした。

市庁舎の免震装置及び改ざん内容について

市庁舎は、地下1階の駐車場に、免震層として積層ゴムの支承材とともに、建物の揺れを抑える減衰装置として免震用オイルダンパーを16本設置しています。ダンパーの動きには、適度な硬さがあることが求められ、硬すぎると地震動が遮断されず建物に伝わりやすくなり、柔らかすぎると建物の揺れ幅が大きくなります。

この硬さの性能部分を許容値内に収まるようにするため、検査記録データの改ざんが行われていたとのことでした。

※市庁舎の許容範囲は基準値±10%

庁舎の現状

設計会社より、「市庁舎の免震装置は、支承材の

積層ゴムの一部にも減衰機能をもたせており、ダンパーと併用しているため耐震性能への影響は小さいと考えられる。また、仮に許容範囲を超える（基準値±20%）場合においても、耐震性能に影響を及ぼすようなことはない」との報告がありました。

市の対応について

市庁舎は、平成28年11月1日に開庁して約2年と新しく、安全・安心で「災害に強い庁舎」を基本コンセプトの一つに掲げて建築されています。

この問題について、設計会社及び施工会社と安全性の検証を行うつつ、交換方法やスケジュール等の協議を引き続き行い、速やかに対処するよう求めていきます。

■お問合せ 管財課

☎0297(21)2179



免震オイルダンパーとは

地下階等の免震層（地震の揺れを上部の建物に伝えにくくする部分）に免震ゴムなどとともに設置されるもので、地震のエネルギーを吸収し、建物の揺れを抑える効果があります。